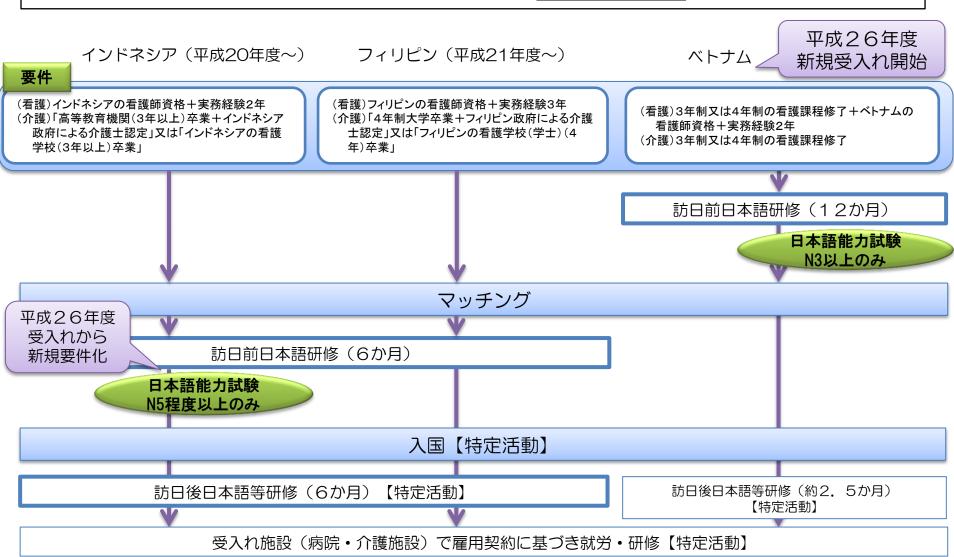
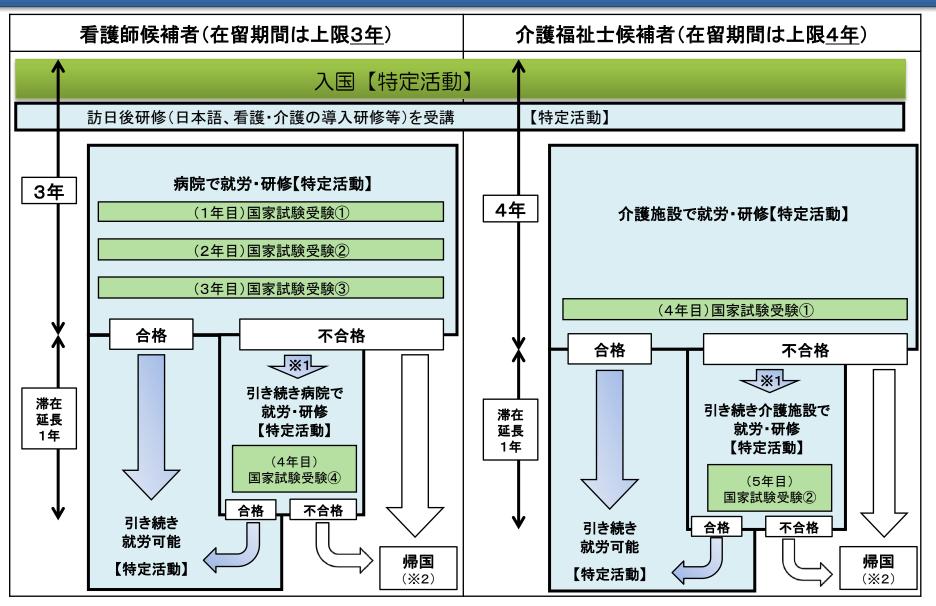
経済連携協定に基づく受入れの枠組

〇 候補者の受入れは、看護・介護分野の<u>労働力不足への対応ではなく</u>、二国間の経済活動の連携の強化 の観点から、経済連携協定(EPA)に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



- ※ 【 】内は在留資格を示す。
- ※ 日本語能力試験N2以上の候補者は太枠の日本語研修を免除。
- ジフィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある(フィリピンは平成23年度より受入れ実績なし)。

経済連携協定に基づく受入れの枠組(入国以降)



- (※1)現在の水準(6か月)に満たない訪日前日本語研修を受講した候補者(インドネシアは平成23年度まで、フィリピンは平成24年度までに 入国した者)であって一定の条件を満たす者は、不合格であっても、<u>協定上の枠組を超えて、</u>1年間の滞在延長が可能。
- (※2)帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。
- 注)【】内は在留資格を示す。